

7

2003

July

NO.269

# 野 忍 報 志

野  
忍  
報  
志

野  
忍  
報  
志

# 忍野村財政状況の公表

平成14年10月1日～平成15年3月31日までの財政状況を公表します。

歳入歳出予算の執行状況（平成13年度からの繰越分及び平成15年度への繰越分を含む）

## 一般会計

（歳入）（単位：千円）

科目	予算現額	下半期	収入見込額
村税	1,893,395	624,892	1,939,309
国県支出金	1,042,198	872,923	911,284
その他	1,412,234	807,472	1,289,799
計	4,347,827	2,305,287	4,140,392

（歳出）（単位：千円）

科目	予算現額	下半期	支出見込額
議会費	59,124	28,914	58,731
総務費	681,167	321,848	646,480
民生費	529,572	344,420	520,620
衛生費	293,574	132,989	273,075
農林水産業費	116,649	69,106	114,337
商工費	67,950	43,289	66,907
土木費	1,501,190	886,761	1,264,026
消防費	147,195	58,966	143,625
教育費	506,836	261,948	496,694
公債費	418,468	168,843	417,568
諸支出金等	26,102	16,366	18,020
計	4,347,827	2,333,450	4,020,083

## 村税の収入状況

（単位：千円）

税目	予算現額	下半期	収入見込額
村民税	879,738	518,583	905,984
固定資産税	925,845	76,965	946,179
軽自動車税	11,110	563	11,323
村たばこ税	58,700	25,317	54,208
特別土地保有税	18,001	3,464	21,615
入湯税	1	0	0
計	1,893,395	624,892	1,939,309

## 特別会計

（歳入）（単位：千円）

会計名	予算現額	下半期	収入見込額
国民健康保険	555,677	374,676	536,717
老人保健	458,975	264,847	453,516
下水道事業	328,114	289,729	317,042
人づくり資金貸付	51,127	14,108	56,140
介護保険	158,496	110,915	159,525
デイサービスセンター	68,993	41,071	68,021
在宅介護支援センター	20,317	17,270	19,427

（歳出）（単位：千円）

会計名	予算現額	下半期	支出見込額
国民健康保険	555,677	321,259	534,718
老人保健	458,975	258,723	453,264
下水道事業	328,114	219,992	315,419
人づくり資金貸付	51,127	700	49,721
介護保険	158,496	90,380	151,670
デイサービスセンター	68,993	45,561	66,737
在宅介護支援センター	20,317	12,708	18,570

## 積立金の状況

（単位：千円）

会計名	9月末現在高	下半期増減額	3月末現在高
一般会計	2,938,810	207,975	2,730,835
国民健康保険	161,184	1	161,185
土地開発基金	319,863	10,000	309,863
介護保険	4,824	0	4,824

## 村債の状況

（単位：千円）

会計名	9月末現在高	下半期増減額	3月末現在高
一般会計	3,025,732	116,274	2,909,458
下水道事業	1,732,198	30,954	1,701,244
デイサービスセンター	124,256	3,505	120,751

## 水道事業企業会計

### 平成14年度下半期資本的収入及び支出

（収入）（単位：千円）

科目	予算現額	下半期	収入見込額
資本的収入	885	0	1,022
加入金	885	0	1,022

（支出）（単位：千円）

科目	予算現額	下半期	支出見込額
資本的支出	63,398	45,672	56,663
建設改良費	46,811	37,267	40,076
企業債償還	16,587	8,405	16,587

### 平成14年度下半期収益的収入及び支出

（収入）（単位：千円）

科目	予算現額	下半期	収入見込額
水道事業収益	49,883	8,467	45,091
営業収益	38,845	2,236	38,858
営業外収益	11,038	6,231	6,233

（支出）（単位：千円）

科目	予算現額	下半期	支出見込額
水道事業費用	49,883	17,185	44,259
営業費用	28,577	6,914	23,767
営業外費用	21,306	10,271	20,492

上記には、減価償却費が含まれていません。

# 男女共同参画

忍野ハーモニープラン

No. 2

「男は仕事、女は家事、子育て、親の介護」「地域の会合は男が決め、女は下働き」「いくら男女共同参画社会だなんて言っただって、何も変わらないし、ましては、私には関係ないわ」他、このように思っている方が多いのではないのでしょうか。

国際的に遅れている日本女性の社会参加、忍野村では・・・？

男女共同参画は、家庭でも、職場でも、地域や教育、職場にも男女が社会の対等な構成員として自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を担うべき社会づくりです。

■ ■ ■ ~はじめよう 第1歩は 自分から~ ■ ■ ■



家族みんなで協力して  
家事をしていますか？

身近なところから  
見直してみましょう。



育児の楽しさ、大変さを  
分かち合っていますか？



性別による固定的な  
役割分担に  
とらわれていませんか？



「男だから女だから」という  
考え方にとらわれず、  
個性を尊重していますか？



男女を問わず  
能力を生かせる  
職場環境ですか？

## 忍野村の取組み

平成13年11月 「忍野村男女共同参画プラン策定委員会」設置

平成14年 9月 「男女共同参画プラン策定に係るアンケート」実施

平成15年2月までに28回の策定委員会開催

平成15年 3月「忍野ハーモニープラン」策定、4月全戸配布

平成15年4月「忍野ハーモニープラン推進委員会」を設置し、村民参加の推進体制の確立と庁内推進体制の確立を目指し、忍野村ハーモニープランにおける数値目標（忍野ハーモニープラン・ダイジェスト版10頁参照）を設定し、各種啓発活動を推進しています。その一環として、平成15年7月4日（金）に村職員対象の研修会を行います。

「忍野ハーモニープラン」基本理念

**「人権の尊重と男女の平等」**

企画 / 編集 忍野ハーモニープラン推進委員会

忍野村の男女共同参画事業に関するご意見、ご質問は

忍野村役場 総務課 男女共同参画事業担当 0555-84-3111（代）

# 保健だより

## SARS(重症急性呼吸器症候群)について

SARS(重症急性呼吸器症候群)と呼ばれる悪質な感染症がアジアを中心に世界各地に広がり、人々の不安が高まっています。SARSとは新型のウイルスによる新たな感染症のことで、一部メディアでは「新型肺炎」とも呼ばれています。

### 《原因》

SARSの原因は、コロナウイルス科に属する新型のウイルスです。WHOは四月十六日に「SARSコロナウイルス」と命名しました。今までのコロナウイルスとは遺伝的に異なります。今後の解

析によって、ヒトに対する感染や症状をおこす理由が明らかになるものと期待されます。

### 《SARSの主な症状》

- ・三十八度以上の急な発熱がある
- ・せきや息切れ、呼吸困難などの呼吸器症状がある

- ・胸部レントゲンまたはCT検査で肺炎または呼吸窮迫症候群すりガラスのような影が見られる
- ・頭痛、悪寒戦慄、食欲不振、全身倦怠感、下痢などの症状がみられることもある

ただし、同様の症状を示す感染症は他にもあるので、確定診断には病原体の検出や血清検査が必要。

### 《感染経路》

SARSウイルスは、SARSにかかっている人から周囲の人へ感染します。これまでの病気の起こり方から、最も感染の危険性が高いと考えられる事は、SARS患者の看護・介護をしたか、その人と同居をしたか、またはその体液や気道分泌物に直接触れたなど「SARS患者との濃密な(密接な)接触があったこと」です。

### 《潜伏期間》

潜伏期間、およそ二〜七日です。これまでの報告から体の変化に注意が必要とされる期間は十日間です。その期間を過ぎてても症状がない場合は、発病の可能性が少なくなります。

### 《予防》

- ・日常生活の予防
  - 一〇〇%ではありませんが予防効果が考えられるものとして「マスク・うがい・手洗い」の標準的な感染予防の方法があげられます。石けんと流水でよく手を洗い、外出後などはうがいを励行し、栄養や睡眠を十分とって健康状態を保つことに努めましょう。
- ・「最近の地域内伝播」が疑われる地域には、極力行かない。
- ・医療用マスクN95が予防に有効ですが、通常のガーゼマスクでも何枚か重ねて使用すれば、飛沫感染に対してある程度の予防効果が期待できます。

【SARS初期診療(外来)協力医療機関について】  
平成15年6月2日現在

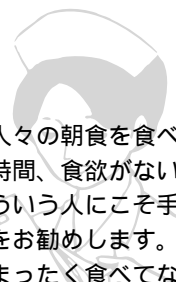
医療機関	住 所	電話番号
国立甲府病院	甲府市天神町11-35	055-253-613
国立療養所西甲府病院	甲府市山宮町3368	055-251-411
山梨県立中央病院	甲府市富士見1-1-1	055-253-711
市立甲府病院	甲府市増坪町366	055-244-111
社会保険山梨病院	甲府市朝日3-8-31	055-252-883
山梨大学医学部附属病院	中巨摩郡玉穂町下河東1110	055-273-111
組合立飯富病院	南巨摩郡中富町飯富1628	0556-42-2322
社会保険鯉沢病院	南巨摩郡鯉沢町340-1	0556-22-3133
峡南病院	南巨摩郡鯉沢町1806	0556-22-441
葦崎市立病院	葦崎市本町3-5-3	0551-22-122
山梨赤十字病院	南都留郡河口湖町船津剣丸尾6663-1	0555-72-2222

### 《いて》

二〇〇三年五月七日現在、SARSは発症前に感染しているか否かを診断することが出来ません。帰国後十日間は経過観察をします。

その間に発熱などの症状がなければ、感染していないと判断します。経過観察の仕方  
毎朝検温を行ないます。咳などの呼吸器の症状はないか、その他の体調不良はないか。  
軽度の発熱(三十七度台)があれば、最寄の医療機関(採血や胸部レントゲン検査が可能な)を受診します。(あらかじめ医療機関に電話をしてから受診するようにしましょう)

## 師 記 健 日 保 日



現代の人々の朝食を食べない2大原因は「時間、食欲がない」だそうです。こういう人にこそ手軽なコンビニ利用をお勧めします。

今までまったく食べてない人・・・飲むヨーグルトやゼリー飲料からでも良いです。少しでも食べられそうになったら・・・おにぎり1個に牛乳やヨーグルト(良質たんぱく質とカルシウムを含む)があれば、まずは合格。これに野菜料理・野菜ジュースがつけば完成度はさらにアップします。

家庭用漂白剤とは・・・次亜鉛酸ナトリウムが成分である塩素系のこと(例:ハイター、キッチンキレイキレイなど)

《中国や香港などSARS流行地域から帰国した勤務者の対応につ

・「最近の地域内伝播」が疑われる地域には、極力行かない。  
・医療用マスクN95が予防に有効ですが、通常のガーゼマスクでも何枚か重ねて使用すれば、飛沫感染に対してある程度の予防効果が期待できます。

発熱が三十八度以上であれば、最寄の保健所(吉田保健所)でSARSの指定医療機関を紹介してもらい受診しましょう。  
帰国後十日間は、他人との接触

機会を最小限にとどめましょう。  
 ・四十歳以上で基礎疾患のある方は、SARSに感染すると重症化する傾向があります。ご家族に悪性腫瘍・糖尿病・肝疾患などの方がいらっしゃる場合には接触（一メートル以内の対面）を避けた方が良いでしょう。  
 ・万が一、風邪の症状が出現したら「SARS疑い例」に該当します。そして、接触者も管理対象とされます。不特定多数の方と接触する業務も避けた方が良いでしょう。

・流行地からの帰国後十日以内の健康診断は、SARS検出の手立てにはなりません。  
 《SARSの治療》  
 様々な薬剤が試みられていますが、有効な根治的治療法はまだ確立されていません。免疫の機能によって回復できるよう、解熱剤を使うなど適切な対症療法が必要です。発症初期はSARSと、それ以外の肺炎の区別が困難なので、一般の細菌性肺炎と同様に抗生物質を中心とした治療が行われることとなります。肺病変が進行した場合、酸素療法や人工呼吸での管理が必要なことがあります。  
 SARSが疑われる場合は、まず受診しましょう。受診の際にはSARSへの感染を心配していることを電話で医療機関にあらかじめ伝える。

・X線装置のある内科・呼吸器科を受診する。  
 ・マスク等の感染予防をして来院する。  
 ・受診する際は、次の事項を伝えてください。  
 (ア)滞在した地域  
 (イ)滞在期間  
 (ウ)SARSの患者さんとの接触の有無  
 (二〇〇三年五月七日現在情報)  
 不明な点などは、次の連絡先まで相談してください。  
 平日  
 富士北麓・東部地域振興局 健康福祉部 吉田保健所  
 〇五五二二四一九〇三五  
 (午前八時三十分～午後五時)  
 福祉保健部 健康増進課 感染症担当  
 〇五五二二三三一一四九四  
 (午前八時三十分～午後五時)

最新情報、詳しい情報は次のホームページで  
 ・厚生労働省のホームページ (WHOの情報)  
<http://www.mh1w.go.jp/topics/2003/03/tp0318-1.htm1>  
 ・国立感染症研究所 感染症情報センター  
<http://idsc.nih.gov/other/urgent/update.htm1>  
 ・山梨県ホームページ  
<http://www.pref.yamanashi.jp/pref/index.jsp>  
 山梨県救急医療情報センター  
 〇五五二二四四一九九  
 (二十四時間)

各国のSARS可能性例の発生状況

平成15年6月10日現在

発生国	累積報告数	新規報告数	死亡者数	回復者数	「可能性例」最終報告日	累積報告数最終報告日	発生国	累積報告数	新規報告数	死亡者数	回復者数	「可能性例」最終報告日	累積報告数最終報告日
中国	5,328	0	343	4,294	6/7	6/10	マレーシア	5	0	2	3	5/20	6/9
香港	1,754	1	290	1,368	6/10	6/10	クウェート	1	0	0	1	4/9	4/20
シンガポール	206	0	31	168	5/18	6/10	南アフリカ	1	0	1	0	4/9	5/3
ベトナム	63	0	5	58	4/14	6/7	インドネシア	2	0	0	2	4/23	6/10
カナダ	229	0	32	131	6/8	6/9	フィリピン	12	0	2	10	5/15	6/6
台湾	686	6	81	319	6/10	6/10	スウェーデン	3	0	0	3	4/18	5/13
ドイツ	10	0	0	9	6/4	6/10	日本	0	0	0	0	-	-
タイ	9	0	2	6	6/7	6/10	オーストラリア	5	0	0	5	5/12	6/5
スイス	1	0	0	1	3/17	5/16	モンゴル	9	0	0	9	5/6	6/2
イギリス	4	0	0	4	4/29	6/10	韓国	3	0	0	3	5/14	6/10
ルーマニア	1	0	0	1	3/27	4/22	ニュージーランド	1	0	0	1	4/30	6/10
アイルランド	1	0	0	1	3/21	5/23	マカオ	1	0	0	1	5/21	6/3
イタリア	9	0	0	9	4/29	6/10	インド	3	0	0	3	5/13	5/14
フランス	7	0	0	6	5/9	5/22	コロンビア	1	0	0	1	5/5	5/5
ブラジル	3	1	0	2	6/9	6/9	フィンランド	1	0	0	1	5/7	5/20
米国	69	1	0	36	6/9	6/9	ロシア	1	0	0	0	5/31	5/31
スペイン	1	0	0	1	4/2	6/5	計	8,430	9	789	6,457		

健康カレンダー(7月)

乳児健康診査  
 (平成十四年六・十一月・平成十五年一月後半生まれ)  
 (平成十四年七・十一月・平成十五年三月前半生まれ)  
 一歳六カ月児健康診査  
 (平成十三年十一月生まれ)  
 3日

二歳児歯科検診と健康相談  
 (期・平成十三年五・六月生まれ)  
 (期・平成十二年十一月・十二月生まれ)  
 育児教室  
 (平成十五年一・二・三月生まれ)  
 4・11日

リハビリ教室  
 出張健康相談及びいきいき健康教室  
 (忍草)  
 母子健康手帳交付及び  
 村民なんでも健康相談  
 ひまわりサロン  
 7・14・28日

総合健診結果説明会(忍草)  
 29・30・31日  
 健康カレンダー(8月)  
 総合健診結果説明会(内野)  
 5・6・7日

乳児健康診査  
 (平成十四年七・十一月・平成十五年三後半生まれ)  
 (平成十四年八・平成十五年一・四・五月前半生まれ)  
 三歳児健康診査  
 (平成十二年四・五月生まれ)  
 14日

妊婦教室  
 (平成十五年十一月・十二月出産予定の方)  
 リハビリ教室  
 出張健康相談及びいきいき健康教室  
 (内野)  
 母子健康手帳交付及び  
 村民なんでも健康相談  
 ひまわりサロン  
 4・11・18・25日

4・11・18・25日

# 在宅介護支援センター情報

今月は先月号に引き続き、介護認定審査会の説明と認定・介護度の紹介をします。

介護認定審査会は、保健・医療・福祉の専門家で構成され、申請された方がどの程度の介護を必要とするかを提出された資料（コンピュータによる一次判定結果、主治医意見書、訪問調査の時に調査員が書き留めた特記事項）をもとに、日常生活において介護や支援が必要な状態か、介護が必要な場合は、どのくらいの介護が必要か、などを審査します。

## 1. 認定

審査結果にもとづいて、介護保険の対象とならない非該当（自立）、予防対策が必要な「要支援」、介護が必要な「要介護1～5」の区分に認定されます。

## 2. 結果通知

認定を受けた後、認定結果通知書、介護度が記載された介護保険証が届きます。

申請から約1カ月程で結果通知が届きます。

認定結果通知書には、申請された方の要介護状態区分、認定の有効期間などが記載されています。介護保険証には、要介護状態区分、認定の有効期間、支給限度額、認定審査会の意見、給付制限、居宅介護支援事業者名・事業所名などが記載されています。

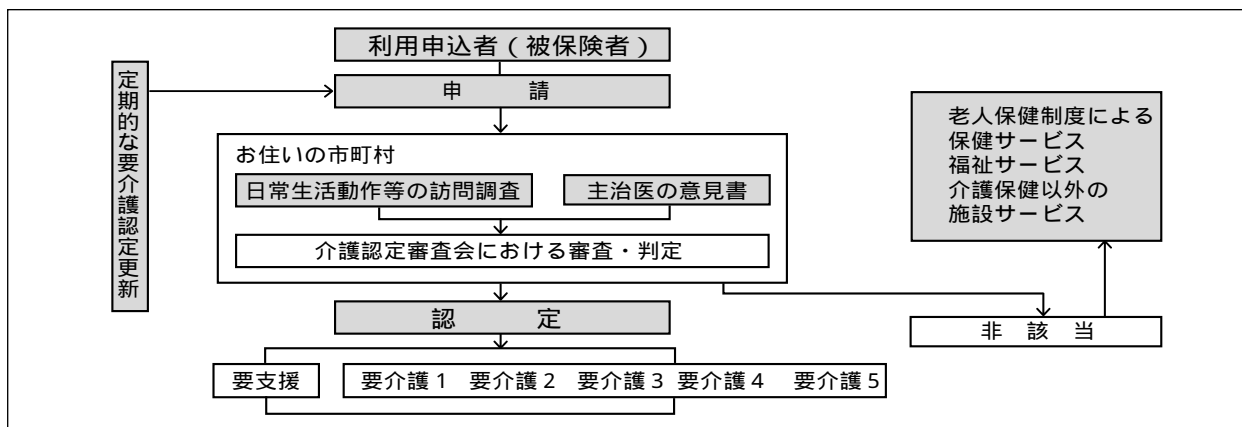
各名称、内容についてはこれから少しずつ説明していきます。

## 3. 認定の結果に納得がいかないとき

要介護認定の判定に納得がいかなかったり、不満があるときは、まず村の福祉保健課（TEL 84-7795）介護保険担当まで連絡を下さい。それでも納得ができないときは、県の「介護認定審査会」に不服申し立てができます。

## 4. 認定の有効期間

要介護認定の有効期限は、原則として申請日から6カ月（状態が安定している方は1年、逆に不安定な方は3カ月となることもあります）です。引き続きサービスを利用したい場合には、有効期間満了日の60日前から満了日までの間に、更新の手続きをして下さい。更新申請をすると、あらためて調査・審査・認定が行なわれます。心身の状態が急変したり、不安定になった場合は、有効期間を待たずに、要介護認定変更申請（詳しくは忍野村福祉保健課介護保険担当までご連絡下さい）



### コンピュータ判定

公平な一次判定を行なうため、訪問調査の結果はコンピュータ処理されます。

### 特記事項

訪問調査票では盛り込めない事項などについて、訪問調査員が記入します。

### 医師の意見書

市区町村の依頼により、心身の状況について医師が意見書を作成します。

### 介護認定審査会が判定

非該当(自立) 要支援

要介護1～5



高齢者の介護に関する相談は、下記までご連絡下さい。

忍野村在宅介護支援センター（忍野村保健福祉センター内） TEL20-5211（直通）